＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

定　　款

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

株式会社アスア

第１章　総　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社アスアと称し、英文では、ASUA Inc. と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．物流事業者への経営、管理に関するコンサルタント業務
２．データベースの企画、開発、販売及び分析に関するコンサルタント業務
３．ソフトウエアの企画、開発、販売及び保守に関するコンサルタント業務
４．情報通信システムに係る機器、及び装置類の販売
５．電気通信機器のメンテナンス及び配線工事
６．インターネットユーザーに対する接続サービスの提供
７．営業・販売に関する紹介及び仲介業務
８．環境改善に関するコンサルタント業務
９．メッセージ生成に関わるソフトウエア技術の開発、販売
１０．医療、介護、保健衛生に関するコンサルタント業務
１１．インターネットを経由した医療関連サービスの提供
１２．講演会、シンポジウム、セミナー等の企画、立案および実施
１３．音楽、映像メディアの製作、プロデュース、販売
１４．音楽著作権の管理、利用の開発
１５．前各号に附帯する一切の業務

（経営理念）

第３条　当会社は、全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、人類、社会の進歩発展に貢献することを経営理念とする。

２．当会社は、公益資本主義に基づいた経営を旨とする。

（１）事業を通じて付加価値の最大化を目指し、その付加価値については、従業員、顧客、取引先、地域社会、地球環境、株主などの事業に関わる全てに公正に還元する。

（２）中長期的な研究開発に取り組み、新たな事業の創出を実践することで持続的成長を図る。

（経営方針）

第４条　当会社は、公益資本主義に基づいた経営を旨とする。

（１）中長期投資
持続的成長を支えるため、研究開発などの中長期的な投資を行う。経営陣は、短期の利益を求めつつも、中長期的な課題にバランス良く取り組む。
（２）公正な分配
事業で得た利益は、従業員、顧客、取引先、地域社会、経営者、株主、地球といった全ての「社中」に対して、公正に還元する。
（３）企業家精神による改良改善
リスクをとって果敢に新しい事業に挑戦し、常に改善に努める経営を行う。

（本店の所在地）
第５条　当会社は、本店を名古屋市に置く。

（機関）
第６条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査等委員会
（３）会計監査人

（公告方法）
第７条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）
第８条　当会社の発行可能株式総数は、8,300,000 株とする。

（自己の株式の取得）
第９条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第 10 条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第 11 条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
（３） 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第 12 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）
第 13 条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集）
第 14 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第 15 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年６月 30 日とする。

（招集権者及び議長）
第 16 条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第 17 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第 18 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第19条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）

第20条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。

２　当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

（選任方法）

第21条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期等）

第22条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

４　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第23条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第25条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第26条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第27条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第28条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第30条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第31条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第32条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規程）
第33条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　会計監査人

（選任方法）
第 34 条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）
第 35 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）
第 36 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第７章　計　算

（事業年度）
第37条　当会社の事業年度は、毎年７月１日から翌年６月30日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第38条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）
第39条　当会社の期末配当の基準日は、毎年６月30日とする。
２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第40条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第41条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附　則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第１条　当会社は第25期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。